

放置車両確認事務委託契約法人の名称変更について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、放置車両の確認事務を委託した契約法人から次のとおり名称変更の届出がありました。

契約法人の名称		変更年月日
変更前	変更後	
三重総合警備保障株式会社	ALSOK 三重株式会社	令和 8 年 4 月 24 日

委託契約期間：令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【お問い合わせ先】

三重県警察本部 交通指導課 放置駐車対策係

電話 (059) 222-0110 (内線 5140)